

令和7年度（2025年度）第2回教育委員会（5月定例会）議事録

1 日時 令和7年（2025年）5月13日（火）
午前9時30分から

2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）

3 出席者	教育長	越猪 浩樹
	委員	木之内 均
	委員	田口 浩継
	委員	西山 忠彦
	委員	三淵 浩
	委員	園田 恭子

4 議事等

（1）議案

議案第1号 熊本県立美術館協議会委員の解嘱及び任命について

議案第2号 熊本県障害児審査委員会委員の任命について

（2）報告

報告（1） 令和6年度（2024年度）熊本県公立学校「心のアンケート」の結果について

報告（2） 義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和8年度（2026年度）使用教科用図書の採択基準等について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第1号及び議案第2号は、人事案件のため非公開とした。

（3）議事日程の決定

教育長の発議により、報告（1）及び報告（2）を公開で審議し、非公開で議案第1号及び議案第2号を審議した。

（4）議事

○報告（1）令和6年度（2024年度）「熊本県公立学校 心のアンケート」調査結果について

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。昨年度、県内の児童生徒に対して実施しました「熊本県公立学校 心のアンケート」の調査結果の概要について、資料1に沿って御説明いたします。

資料2については、令和4年度からの経年変化をまとめたものを参考までに配付しております。資料1の「3 結果の概要」の番号と対応しておりますので、必要に応じて御覧ください。なお、資料については、熊本市立学校を除いたものとなっております。

また、令和4年度より、質問用紙によるものと情報端末を用いたものを学校で選択できるようにして行っております。いずれの方法においても無記名のアンケートとなります。

それでは、資料1を御覧ください。「3 結果の概要」の(1)から説明いたします。

(1)「今の気持ちについての質問」については、①で、「学校が楽しい」「まあまあ楽しい」と回答した児童生徒の割合は、小学校が92.4%、中学校が89.9%、高校が93.2%、特別支援学校が91.8%と、全校種において9割前後の児童生徒が「学校が楽しい」と答えています。好ましい結果だと思いますが、1割程度の児童生徒が「学校が楽しくない」と回答していることについては、今後も引き続き注視していく必要があります。

②は、児童生徒の自己有用感等について把握するために設けた質問です。「授業や学級の役割など、学校生活の中で、誰かの役に立っていると感じる」について、「思う」、「少しは思う」と感じている児童生徒の割合は、小学校が76.5%、中学校が69.8%、高校が71.6%、特別支援学校が79.6%で、特別支援学校以外で微増となっています。自己有用感を感じられないと回答している3割程度の児童生徒への指導の工夫が求められるところです。

次に、(2)「今の学年でいじめられたことがありますか」について「ある」と回答した児童生徒の割合は、小学校が16.6%、中学校が4.3%、高校が1.0%、特別支援学校が3.3%でした。これを、学年別の割合で見ますと、小、中、高いずれも、学年が低い程、割合が高い傾向が見られます。特に小学校では、1年生・2年生で「いじめられた」と回答した割合が25%程度あります。

そこで、「どのようないじめを受けたか」が(4)になります。校種により「冷やかし、からかい」「仲間はずれにされた」「言いがかり、おどし」「殴られた、けられた」等の回答の割合が多くなっています。

資料1の2ページです。

(5)「今もいじめは、続いていますか」について「続いている」と回答した児童生徒の割合は、小学校が25.0%、中学校が33.1%、高校が33.6%、特別支援学校50.0%でした。各学校において、「今もいじめが続いている」と回答した児童生徒を面談等により特定し、学校いじめ対策組織による事実関係の調査やいじめの認知等を行いながら、解消に向けた取組を継続しております。解消のめどが立った後も、細やかな見守りを継続しているところです。

次に、(6)「いじめられたことをだれかに話したか」につきましては、「話をした」と回答した児童生徒の割合は、小学校が71.2%、中学校が79.0%、高校が87.0%、特別支援学校が82.0%でした。前年度比では、小学校以外で増加傾向にあります。

なお、(7)の「誰に話をしたか」において、「担任の先生」「友だち・先輩」「家族」が昨年度に続き上位を占めています。

次に、(8)「話した結果どうになりましたか」について「いじめはなくなった」もしくは「前よりもいじめは減った」と答えた児童生徒の割合は、小学校が83.7%、中学校が73.7%、高校が70.7%、特別支援学校が78.1%でした。人に話すことで状況が改善される傾向にあることは数値を見ても明らかです。

逆に、（９）の「なぜ話をしなかったのですか」についてですが、小学校、においては、すべての選択肢において横ばいですが、中学校では、「知られたくない」の割合が減少しています。高校では、「自分で解決できと思った」の割合が増加し、特別支援学校では、「知られたくない」「周りの人が解決してくれると思った」の割合が増加しています。周囲との信頼関係を構築するコミュニケーション能力の育成に、学校生活のあらゆる場面で取り組むよう支援して参ります。

資料１の３ページです。

（１３）「いじめを見たり聞いたりしたとき、行動することができたか」についてです。全校種において、５０％前後が「できた」と回答しています。今年度新設の質問ですので、今後の推移に注目が必要です。

（１４）「いじめを見たり聞いたりしたとき、どうしましたか」についてです。「学校の先生」「友だちや先輩」「自分の家族」「いじめられている人の家族」「近所の人」に話した合計が、全校種で増加が見られます。

（１５）は、今年度より新設された問いですが、令和４年度に新設された（１６）「あなたの学級にはいじめを許さないという雰囲気がありますか」につながるものと考えます。（１５）で、全校種において１５％前後の児童生徒が、「理由によってはいけないことだとは思わない」「理由に関わらずいけないことだとは思わない」と回答しています。

この状況を改善していくことが、今後のいじめの件数等の減少に直結していくものと考えます。児童生徒が安心して相談できる学級づくり、「わからない」と回答している２割前後の児童生徒が自信を持って「ある」と答えられる学級づくりを目指し、支援して参ります。

ここからは、情報端末等に関する質問になります。（１７）「自由に使えるネットに接続可能な機器を持っていますか」については、スマートフォンを所持している児童生徒の割合が、高校以外の校種で増加が継続しています。

続きまして資料１の４ページです。

（１９）で示しているように、所有する端末を用いての自分や他人の個人情報の記載率は横ばいで推移しており、学校におけるネットリテラシーの更なる指導の重要性を強く感じています。

次に（２０）です。全体としては横ばいと言えますが、高校の割合が４割弱で推移しています。学校内外で深刻な事態につながる事例もありますので、保護者への啓発は、改善すべき喫緊の課題の一つと捉えております。

続きまして、「４ 学校における課題と今後求められる取組」について御説明します。

まず、「学校が楽しい」と回答している児童生徒の割合が９０％前後という結果は、現場の先生方の努力と御指導の結果ですので、是非とも自信につなげていただきたいと思います。

いじめを見たり、聞いたりしたとき、「誰かに話をする」割合が増加傾向です。いじめ行為がエスカレートするのを防ぐためにも、悩める友だちと一緒に考える心と行動する態度の育成が重要だと考えます。また、県立学校のスクールサインのように、多様な相談窓口を設けるために、学校から配布されているＩＣＴ端末を活用した体制の整備を進める必要があると考えますので、学校として、次の①～④の取組を実施していきます。

①～④の取組について、それぞれ簡潔に御説明いたします。

①は自尊感情・自己有用感についてです。文部科学省国立教育政策研究所発行の生徒指導リーフに「授業や行事の中で全ての児童生徒が活躍できる場面をつくりだし、彼らの『自己有用感』が高まれば、いじめには向かわない」とあります。県教育委員会としましては引き続き、児童生徒の発達段階を考慮しながら、自尊感情や自己有用感を育む教育活動の推進に努めて参ります。

次に②です。生徒個人の内面の成長を促すと同時に、いじめをしない・させない・見逃さない学級・学校の雰囲気づくりを進めて参ります。

次に③です。周囲との信頼関係の構築、ＳＯＳを発しやすい体制の整備と教職員の気づく力の向上等、いじめの未然防止と早期解決に係取みを充実させて参ります。

最後に④です。スマートフォン所持者の低年齢化、通信機能を有するゲーム機器の普及、学校での１人１台の情報端末の配布等により、児童生徒のインターネット、ＳＮＳの利用機会は増大し続けています。児童生徒や保護者に『「親の学び」オンデマンド講座』や『くまもと携帯電話・スマートフォンの利用５か条』等を活用し家庭内ルールづくりや情報モラル教育等の充実を図って参ります。深刻な事態に発展した事案もありますので、特に高校生の保護者に対して、この点は今後さらに力を入れていく必要があると考えます。

最後に、「５ 熊本県教育委員会の今後の取組」になります。

県教育委員会としては、いじめ問題の未然防止や早期対応に向けて、次に掲げる取組を実施していきます。

①のいじめを許さない学校の風土づくりについては、第４期熊本県教育振興基本計画において指標として定めた「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた割合１００％を目標として、今後も取組を充実させて参ります。

②の「ＳＯＳの出し方に関する教育」研究指定校による研究成果をまとめたプログラム集を活用して児童生徒の援助希求行動能力育成に取り組んで参ります。また、１人１台端末を活用したこころの健康観察への導入に向け、準備を進めています。

また、③のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等による教育相談体制の充実、④のスクールサインの活用を通しての援助希求行動能力の育成等を初めとした、資料②～⑥の取組をとおして、いじめ問題の未然防止や早期対応に向けた取組を継続して参ります。

特に教育相談体制の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用については、必要な時間数を確保し、積極的な活用を図るとともに、各学校に設置している情報集約担当者研修をとおして、学校における組織的な教育相談体制を充実させていきます。

すべての児童生徒にとって安全・安心な学校とするために、１人ひとりの児童生徒の心身の小さな変化を見逃すことのないように、万全を期す必要があります。先生方には児童生徒の不安に丁寧に関わり添っていただくよう引き続きお願いしているところです。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について御質問等ございましたらお願いいたします。

西山委員

１ページ目にある小学校１年生でいじめられたことがあると回答した割合が２

5 %程度ということは、4 人に1 人がいじめられたことがあるということですか。

学校安全・安心推進課長

そうなります。補足すると文部科学省国立教育政策研究所のいじめ追跡調査では、いじめの経験は小学生の8 割程度があり、被害者も加害者も経験しているとの報告があります。

西山委員

2 ページ目で今もいじめが続いている割合が小学校では2 5 %あります。特に、小学校1 年生にどんな対応をとるかは非常に重要なポイントになると思います。説明にあった今後の取組は小学校1 年生に当てはまる対応でしょうか。

学校安全・安心推進課長

説明での取組は全体に対する取組です。小学校1 年生は発達段階にあるため、文部科学省の調査報告において、被害者と加害者、両方の経験があるという状況です。そのうえでいじめがいけないことだということについては、学校・学級の風土づくりを経験しながら教えていく必要があります。

西山委員

いかに早く児童生徒のS O S のサインを見つけて支援していくかが重要で、県下では、阿蘇市と菊池市のいくつかの小中学校でS O S のコミュニケーションシグナルツールを行っています。デジタルを用いて簡単にS O S を発信できるシステムは、小学校1 ・2 年生にとって重要なので、早急に導入を検討いただきたいと思います。

木之内委員

小学校低学年と中高校生とではいじめの感覚は違う。小学生には、兄弟げんかをしている感覚の児童もいるかもしれない。どういうことがいけないことなのかについてはまだ理解が十分でない。気に入らないことに対して感情的になる児童もいるかもしれない。その時に対応する先生方の力が重要となります。小学校1 ・2 年生を受け持つ先生方への対応研修会や保護者に対する支援等がありますか。また、少子化で一人っ子の児童も多く、家庭で兄弟げんかの経験がなく、学校ではじめて集団行動を経験する児童もいます。そのような児童生徒への対応についても支援はありますか。

田口委員

小学校1 ・2 年生は、発達段階でもあるため、いじめも様々のケースがあると思います。2 5 %がいじめられたという結果でしたが、7 5 %が改善していることであり、担任の先生も対応してくださっていると思います。最近、大河原美以の「ちゃんと泣ける子に育てよう」を読みました。嫌なことをやられたことに対して、きちんと言葉で返せずに暴力的になる児童もいるのではないかと、感情を押し殺している児童もいるのではないかと思います。最近では、学生時代の体験が大人になって爆発する事件も起きています。自分の感情を正しく伝えたり、他人の気持ちをきちんと受け入れたりすることは、学校でも家庭でも必要だと思います。

教育長

関連した質問がほかにあればどうぞ。

園田委員

いじめる側も様々な問題、特に家庭的な問題を抱えていることが多いと思います。いじめる側へもフォーカスしてサポートしていただきたいと思います。

三淵委員

小学生と高校生では感覚が違うと思います。相手の為だと思った行為が、相手から嫌だと思われることもあるが、そのような場面でも高校生は説明ができる。

また、支援学校の児童生徒は特性もあり、心の影響も受けやすい。いろいろと違いはあるが、いじめが続いている場合はどのような対応をしていますか。また、その後はどのようなフォローをしていますか。

教育長

小学校1・2年生の児童に対する指導や関わり方に対する質問と、いじめをした、された児童への関わり方に対する質問について、教育委員会事務局から説明をお願いします。

学校安全・安心推進課長

文部科学省が行っている児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査があります。この調査では、学年別のいじめの認知件数の割合が毎年発表されます。それによると、小学校1・2年生のときは高い数値を示すが、そのあとは学年が上がるにつれ下がっていき、0に近づいていく。全国的に同じような傾向にある。そのような状況下で、小学校1・2年生に対する教育をどのように行うかが大切です。

アンケート結果にあるように、小学校低学年の約30%がいじめられたことを誰にも話をしていない状況にあります。そのため、まずは援助希求能力の育成が重要であると考えています。それに対しては、SOSの出し方について研究指定校に研究を行っていただき、プログラム集を作成しました。このプログラム集を参考に学校の実情にあわせた対応をお願いしています。このプログラムは小学校だけでなく中学校、高校などの校種別に分かれてまとめられています。

また、被害児童生徒と加害児童生徒への関わり方については、いじめ防止対策推進法にそった対応を行っています。児童生徒への支援については保護者の協力のもと行いますが、熊本県教育委員会から、いじめの加害者と疑われる児童生徒に対する指導の手引きを作成し、学校に周知しています。被害を受けた児童生徒については、いじめが続いている場合はいじめを止めることを最初にやらなければならない。学校と市町村教育委員会と本課が協力することになります。さらに、いじめについてのフォローについては、いじめのチェックリストをホームページにあげており、保護者への啓発ができるよう努めています。

西山委員

いろいろな対応はありがたい。いじめは児童生徒の年齢に応じて異なります。手引きなどのマニュアルも重要だが、いかに現状を早期に把握できるかがポイントではないかと思いますので、現状把握を早期にできる手法や仕組みを検討していただきたい。

学校安全・安心推進課長

阿蘇市、菊池市については、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入に向けた調査研究を行ったうえで、すべての小中学校に健康観察アプリを紹介していただきました。県立学校においても1人1台端末を用いた心の健康観察についてアプリを開発し、今年度中に導入を考えています。

西山委員

どのようなアプリか、ホームページに公開して紹介されるとイメージが湧いて分かりやすい。

田口委員

一番はいじめの被害者を出さないことですが、園田委員御発言のとおり、いじめの加害者を出さないことについても考えていかなければならないと思います。衝動的に暴力行為を起こす児童生徒にどのような教育を行うか、児童生徒が被害者にも加害者にならないようにＳＯＳを受け止めるべきだと思います。一人ひとりが自己有用感を持てばそういった場面も減っていく。勉強が苦手な児童生徒であっても、例えば部活動でみんなに認めてもらえる場面があればよい。部活動が地域移行になることで、そういう場面がなくならないか懸念しています。

教育長

平成１８～１９年頃から、いじめに関するデータの取り方が大きく変わってきました。児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査でも、いじめ件数が多いことは問題であるという雰囲気がありましたが、当時、熊本県では他県と比べると多い件数を報告し、これが現状であると説明しました。学校で起こるいじめは隠すものではなく、地域や保護者に発信し、行政としてはきちんと受け止めるものであります。いじめ件数の多い、少ないが大事ではなく、いじめの一つ一つが、児童生徒のどのような学びや育ちにつながっているかについてまでしっかり見て考えていくことが大切です。

教育長

この件については以上でよろしいでしょうか。

○報告（２）義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和８年度（２０２６年度）使用教科用図書の採択基準等について

義務教育課長

資料は１５ページからになります。

このことについて、４月の定例教育委員会において、令和８年度の熊本県教科用図書選定審議会の委員の選任について御承認いただきました。去る４月２２日に、選定審議会の委員の皆様にお集まりいただき、教科用図書選定審議会を開催しました。

教科用図書選定審議会では、１５～１６ページにあります「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和８年度（２０２６年度）使用教科用図書の採択基準等」（以下、「採択基準等」と呼ばさせていただきます。）、１７～１８ページにあります「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における学校教育法附則第９条の規定による令和８年度（２０２６年度）使用教科用図書の採択上の留意事項」（以下、「留意事項」と呼ばさせていただきます。）について諮問し、御審議いただいた結果、「適切であると認められるので、これらの採択基準等に基づき、適正かつ公正な採択がなされるよう、市町村教育委員会等に対して指導、助言又は援助を行うこと」と答申を受けました。

本日は、１５～１６ページにあります「採択基準等」の主な点について御説明します。

１６ページの「３ 令和８年度（２０２６年度）使用教科書採択における注意事項」を御覧ください。令和７年度は採択替えの年ではないので、注意事項として２点示しております。

1点目に、(1)小中学校用教科書の採択については、「令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。」

2点目に、(2)特別支援学校の小・中学部用教科書の採択についても、「令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。」、と示しております。

次にあります「4 採択の方法及び留意事項」(2)を御覧ください。(2)では、「令和8年度使用教科書の採択に当たって、令和7年度は採択替えの年度ではないが、採択権者である市町村教育委員会及び国立・私立の義務教育諸学校の校長にあつては、現在採択している教科書を確認の上、適正な採択事務を行うこと。」とし、教科用図書の採択・需要数報告に係る適切な事務処理に努めることを示しております。

なお、17～18ページにあります「留意事項」では、特別支援学校の小学部・中学部及び特別支援学級において、検定済教科書または文部科学省著作教科書以外で、文部科学大臣の定めるところにより使用することができる教科用図書、いわゆる一般図書についての採択上の留意事項を示しております。

最後に、今後、県教育委員会としては、この採択基準等を市町村教育委員会に送付することで、指導、助言又は援助を行って参ります。

以上で、報告を終わります。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

田口委員

関連したことでもよろしいですか。

教育長

はい、どうぞ。

田口委員

本日の提案に対しては全く異論ございませんが、次の学習指導要領は、学習者用のデジタル教科書の活用を踏まえたものになると思いますが、その採択等に向けて準備をされていることがあれば、御紹介いただければと思います。

教育長

よろしくをお願いします。

義務教育課長

学習者用のデジタル教科書については、各学校、研究指定校等において、活用の仕方等について研究していただいております。その中で、具体的にどのような活用ができるかという実践等を蓄積しながら、活用のポイントを研究していく必要があると思います。デジタル教科書には、リンクがあり、その先にデジタルコンテンツがありますので、国でも今、どこまでを採択する上での調査研究の範囲とするのか、議論が進められています。その情報を集めながら、県としましても調査研究・採択をする上での資料としてどこまでを範囲とするのか、次の採択までに準備を進めて参ります。

田口委員

よろしくをお願いします。

教育長

よろしいでしょうか。

それではこの件につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございます。

引き続きよろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例会教育委員会は令和7年（2025年）6月10日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午前10時55分。